



# プレビュー ひとり親家庭生活実態調査

ひとり親家庭生活実態調査

## アンケート調査にご協力お願いいたします

この調査は、ひとり親家庭の保護者の方とお子様の生活実態をお聞きし、大津市のひとり親家庭に対する支援に役立てるために実施します。この調査でご回答いただいた内容を基礎資料とし、今後、大津市が行うひとり親支援の施策や計画の策定につなげてまいります。お忙しい所お手数をおかけいたしますが、調査にご協力くださいますようお願いいたします。

## ご回答にあたって

この調査は、児童扶養手当を受給されているひとり親家庭の保護者の方を対象に、ご協力をお願いするものです。無記名でご回答いただく調査ですので、個人を特定することはありません。また、目的以外に使うことはありません。

答えたくない質問には、回答しなくても構いません。

## この調査に関するお問合せ先

大津市福祉部子ども未来局子ども・若者政策課政策係

電話：077-528-2917（直通） 月曜日～金曜日 9時から17時まで

住所：大津市御陵町3番1号 大津市役所本館5階

## 問1

お子様からみたあなたの続柄について、次のうちあてはまるものはどれですか

- 1.母  
 2.父  
 3.その他

- 4.答えたくない

選択解除

## 問2

あなたの年齢について、次のうちあてはまるものはどれですか

- 1.10歳代

- 2.20歳代
- 3.30歳代
- 4.40歳代
- 5.50歳代
- 6.60歳以上
- 7.答えたくない

選択解除

### 問3

児童扶養手当の対象となるお子様の人数について、次のうちあてはまるものはどれですか

- 1.1人
- 2.2人
- 3.3人
- 4.4人
- 5.5人以上
- 6.答えたくない

選択解除

### 問4

お子様以外に同居している方について、あなたからみた続柄であてはまるものを選んでください

あてはまるものをすべて選んでください。また、「3.兄弟姉妹」と「4.その他親族等」を選んだ場合は、その人数を入力してください。

- 1.父
- 2.母
- 3.兄弟姉妹（人数を入力してください）

- 4.その他親族等（人数を入力してください）

- 5.いない
- 6.答えたくない

### 問5

あなたがひとり親家庭になった理由について、次のうちあてはまるものはどれですか

※理由が複数ある場合、直近のものを教えてください。

- 1.離婚
- 2.未婚
- 3.死別
- 4.遺棄・行方不明

5.その他

6.答えたくない

選択解除

## お子様の養育費と親子交流（面会交流）について

以下の設問は、問5で「1.離婚」、「2.未婚」または「6.答えたくない」を選んだ方におうかがいします。それ以外を選んだ方は、問8 - 1へお進みください。

### 問6 - 1 選択肢の結果によって入力条件が変わります

お子様の養育費の取り決めについて、次のうちあてはまるものはどれですか

- 1.公正証書・調停調書・審判書・訴訟上の和解調書で取り決めをしている
- 2.お互いで作成した書類で取り決めをしている
- 3.取り決めをしているが書類で残していない
- 4.取り決めをしていない
- 5.答えたくない

選択解除

### 問6 - 2 選択肢の結果によって入力条件が変わります

お子様の養育費の取り決めをしていない理由について、次のうちあてはまるものを最大3つ選んでください

- 1.自分の収入等で経済的に問題ないから
- 2.詳細なことの取り決めがまとまらないから
- 3.相手の収入が少ない、または能力がないから
- 4.相手に払う意思がないから
- 5.養育費が請求できると思わなかったから
- 6.相手と関わりあいたくないから
- 7.現在交渉中、または今後交渉予定であるから
- 8.その他

9.答えたくない

### 問6 - 3 選択肢の結果によって入力条件が変わります

お子様の養育費の、現在の受け取り状況について、次のうちあてはまるものはどれですか

※1か月の受取金額でお答えください

- 1.0円またはこれまで一度も受け取っていない
- 2.過去に受け取っていたが、現在は0円である

- 3.0円～2万円未満
- 4.2万円～4万円未満
- 5.4万円～6万円未満
- 6.6万円～8万円未満
- 7.8万円～10万円未満
- 8.10万円以上
- 9.金額は決まっていない
- 10.答えたくない

選択解除

#### 問6-4 選択肢の結果によって入力条件が変わります

コロナ禍や物価高騰の前後で、お子様の養育費の金額について、次のうちあてはまるものはどれですか

- 1.受け取る養育費の金額が減った
- 2.受け取る養育費の金額が増えた
- 3.変化はない
- 4.答えたくない

選択解除

#### 問7-1 選択肢の結果によって入力条件が変わります

お子様の親子交流（面会交流）の取り決めについて、次のうちあてはまるものはどれですか

- 1.公正証書・調停調書・審判書・訴訟上の和解調書で取り決めをしている
- 2.お互いで作成した書類で取り決めをしている
- 3.取り決めをしているが書類で残していない
- 4.取り決めをしていない
- 5.答えたくない

選択解除

#### 問7-2 選択肢の結果によって入力条件が変わります

親子交流（面会交流）を取り決めていない理由について、次のうちあてはまるものを最大3つ選んでください

- 1.取り決めの交渉がわずらわしいから
- 2.相手から身体的・精神的暴力や児童虐待があったから
- 3.子どもの連れ去りや虐待の可能性があるから
- 4.相手と会いたくないから
- 5.相手が親子交流（面会交流）を希望しないから
- 6.取決めをしなくても交流できるから
- 7.子どもが会いたがらないから
- 8.相手が養育費を支払わない又は支払えないから

- 9.親子交流（面会交流）をすることが子どものためにならないと思うから
- 10.親族が反対しているから
- 11.取り決めの交渉をしたが、まとまらなかったから
- 12.現在交渉中又は今後交渉予定であるから
- 13.その他

- 14.答えたくない

### 問7-3 選択肢の結果によって入力条件が変わります

お子様の親子交流（面会交流）の、現在の実施状況について、次のうちあてはまるものはどれですか

- 1.これまで親子交流（面会交流）を行ったことがない
- 2.過去に親子交流（面会交流）を行っていたが、現在は行っていない
- 3.月2回以上
- 4.月1回
- 5.2～3か月に1回程度
- 6.4～6か月に1回程度
- 7.長期休暇中
- 8.別途協議
- 9.その他

- 10.答えたくない

選択解除

### 問7-4 を選択してください。 選択肢の結果によって入力条件が変わります

親子交流（面会交流）を現在実施していない理由について、次のうちあてはまるものを最大3つ選んでください

- 1.相手から身体的・精神的暴力や児童虐待があったから
- 2.子どもの連れ去りや虐待の可能性があるから
- 3.相手が親子交流（面会交流）を希望しないから
- 4.子どもが会いたがらないから
- 5.相手が養育費を支払わない又は支払えないから
- 6.親子交流（面会交流）をすることが子どものためにならないと思うから
- 7.その他

- 8.答えたくない

### 問7-5 選択肢の結果によって入力条件が変わります

コロナ禍や物価高騰の前後で、親子交流（面会交流）の実施について、次のうちあてはまるものはどれですか

- 1.親子交流（面会交流）の回数が減った
- 2.親子交流（面会交流）の回数が増えた
- 3.変化はない
- 4.答えたくない

選択解除

## 問 8 - 1

あなたの現在の働き方について、あてはまるものは次のうちどれですか

- 1.正社員・正規職員
- 2.パート・アルバイト
- 3.契約社員・派遣社員
- 4.自営業・家業
- 5.内職
- 6.その他

- 7.働いていない
- 8.答えたくない

選択解除

## ひとり親になったことによる転職や就職について

以下の設問は、問 8 - 1 で「7.働いていない」と答えた方以外におうかがいします。問 8 - 1 で「7.働いていない」と答えた方は問 8 - 5 までお進みください。

### 問 8 - 2 選択肢の結果によって入力条件が変わります

ひとり親家庭になった後の仕事の転職または就職について、次のうちあてはまるものはどれですか

- 1.転職していない
- 2.転職した
- 3.ひとり親家庭になってから就職した
- 4.答えたくない

選択解除

### 問 8 - 3 を選択してください。 選択肢の結果によって入力条件が変わります

あなたが転職した理由について、次のうちあてはまるものを最大 3 つ選んでください

- 1.収入がよくなかったから
- 2.勤め先が自宅から遠かったから
- 3.身体上、健康上の理由

- 4.仕事の内容がよくなかったから
- 5.職場環境になじめなかったから
- 6.労働時間があわなかったから
- 7.社会保険の内容が自分の希望する条件に合わなかったから
- 8.休みが少なかったから
- 9.身分が安定していなかったから
- 10.経験や能力が発揮できなかったから
- 11.自営業等で就業していたがひとり親になったから
- 12.その他

- 13.答えたくない

#### 問8-4 選択肢の結果によって入力条件が変わります

あなたが求職活動をした際に支障になったことについて、次のうちあてはまるものを最大3つ選んでください

- 1.相談先がわからなかった
- 2.気軽な相談先などがなかった
- 3.求職中の育児の支援がなかった
- 4.適職がわからなかった
- 5.求人自体が少なかった
- 6.年齢制限があった
- 7.資格・技能が合わなかった
- 8.就業時間が合わなかった
- 9.職業経験が少なかった
- 10.小さな子どもがいることを問題にされた
- 11.ひとり親家庭であることを問題にされた
- 12.その他

- 13.特に問題はなかった
- 14.答えたくない

#### 問8-5 選択肢の結果によって入力条件が変わります

働いていない（働けない）理由について、次のうちあてはまるものを最大3つ選んでください

- 1.病気（病弱）やけがで働けないから
- 2.子どもの世話をしてくれる人がいないから
- 3.家族の介護や看護で働けないから
- 4.収入面で条件の合う仕事がないから
- 5.就業時間について条件の合う仕事がないから

- 6.年齢的に条件の合う仕事がないから
- 7.その他の事項で条件の合う仕事がないから
- 8.職業訓練を受けたり、技術を修得中であるから
- 9.働かなくても経済的に困らないから
- 10.その他

- 11.答えたくない

## 問9

就労支援・資格取得支援に関する事業を大津市が実施していることを知っていますか

- 1.知っている
- 2.知らない
- 3.答えたくない

選択解除

## 問10-1

あなたが現在持っている資格について、次のうちあてはまるものをすべて選んでください

- 1.簿記
- 2.ホームヘルパー
- 3.教員
- 4.看護師
- 5.准看護師
- 6.調理師
- 7.理・美容師
- 8.パソコン
- 9.外国語
- 10.栄養士
- 11.介護福祉士
- 12.保育士
- 13.理学療法士
- 14.作業療法士
- 15.大型・第二種自動車免許
- 16.医療事務
- 17.行政書士
- 18.その他

- 19.特になし

20. 答えたくない

## 問 10-2 選択肢の結果によって入力条件が変わります

あなたが持っている資格は、あなたが仕事をする上で役に立っていますか

- 1.役に立っている
- 2.役に立っていない
- 3.わからない
- 4.答えたくない

選択解除

## 問 11

あなたの年間のおおよその総収入（手当・養育費等を含む）について、次のうちあてはまるものはどれですか

総収入には、就労収入（税金や社会保険料を引かれる前の額面）、生活保護法に基づく給付、児童扶養手当等の社会保障給付、別れた配偶者からの養育費、親からの仕送り、家賃収入などすべての収入をいいます。

- 1.収入はない（0円）
- 2.1～50万円未満
- 3.50万円～100万円未満
- 4.100万円～200万円未満
- 5.200万円～300万円未満
- 6.300万円～400万円未満
- 7.400万円～500万円未満
- 8.500万円～600万円未満
- 9.600万円～700万円未満
- 10.700万円～800万円未満
- 11.800万円～900万円未満
- 12.900万円以上
- 13.わからない
- 14.答えたくない

選択解除

## 問 12

あなたの収入と支出のバランスについて、次のうちあてはまるものはどれですか

- 1.収入は支出より多い
- 2.収入と支出は同じくらいである
- 3.収入は支出より少ない
- 4.わからない
- 5.答えたくない

選択解除

### 問 1 3

あなたが誰かに相談したい悩みについて、次のうちあてはまるものを最大3つを選んでください

- 1.生活費について
- 2.住宅について
- 3.仕事について
- 4.子育てについて
- 5.子どもの教育・進学について
- 6.家事について
- 7.家族の世話について
- 8.近所・親戚つきあいについて
- 9.再婚について
- 10.精神的不安定・さみしさについて
- 11.病気について
- 12.借金・ローンのことについて
- 13.その他

- 14.答えたくない

### 問 1 4

あなたが悩みを相談したい行政や地域の相手について、次のうちあてはまるものを最大3つを選んでください

- 1.大津市子ども家庭課の相談員
- 2.大津市子ども・子育て安心課（旧：子ども家庭相談室）の相談員
- 3.母子・寡婦福祉団体（のぞみ会）の相談員
- 4.地域のひとり親家庭福祉推進員
- 5.地域の民生委員児童委員・主任児童委員
- 6.子育て総合支援センターゆめっこの子育て支援員
- 7.地域のすこやか相談所の相談員
- 8.スクールソーシャルワーカー
- 9.大津市社会福祉協議会の相談員
- 10.その他

- 11.相談したくない
- 12.答えたくない

### 問 1 5 - 1

「ひとり親家庭等日常生活支援事業」の利用状況について、次のうちあてはまるものはどれですか

「ひとり親家庭等日常生活支援事業」とは、就職活動や病気などを理由に、一時的に家事や育児の支援を受けることができる制度です。

- 1.利用している
- 2.利用していない
- 3.制度を知らない
- 4.答えたくない

選択解除

## 問 1 5 - 2 選択肢の結果によって入力条件が変わります

利用していない理由について、次のうちあてはまるものを最大3つ選んでください

- 1.制度を活用できる理由にあてはまらないから
- 2.受けられる支援の範囲が狭くて使いづらいから
- 3.利用料の負担が大きいため
- 4.手続きが手間であるから
- 5.他人を家に入れたくないから
- 6.支援の必要がないから
- 7.その他

- 8.答えたくない

## 問 1 6

ひとり親家庭向けの支援や福祉制度についてのご意見、ご要望などございましたら、自由にお書きください

入力文字数： 0 / 2000

閉じる

●●●各手続きの内容に関するお問い合わせ先●●●  
直接各手続きの担当課にお問い合わせください。

●●●操作に関するお問い合わせ先（コールセンター）●●●  
【重要】手続き内容に関するお問い合わせには対応できません。  
事前にFAQをご確認ください。

固定電話コールセンター

TEL : 0120-464-119（フリーダイヤル）  
（平日 9 : 00 ~ 17 : 00 年末年始除く）

携帯電話コールセンター

TEL : 0570-041-001（有料）  
（平日 9 : 00 ~ 17 : 00 年末年始除く）

FAX : 06-6455-3268

電子メール:[help-shinsei-city-otsu@apply.e-tumo.jp](mailto:help-shinsei-city-otsu@apply.e-tumo.jp)